

建築物・工作物

色彩基準

○ゾーンの特성에あわせた周辺の景観と調和するような色彩とし、以下の色彩基準に適合したものとする。

(建築物)

○外観の壁、屋根は以下のマンセル値の範囲内とする。

部位	色相	明度	彩度 (基準値)	彩度 (推奨値)
壁	OR～5Y	7.5 以下	4 以下	3 以下
	その他	7.5 以下	2 以下	2 以下
屋根	OR～5Y	6 以下	3 以下	
	その他	6 以下	2 以下	

※適用を除外する項目については、本編にて確認してください。

(工作物)

○工作物の外観は以下のマンセル値の範囲内とする。

部位	色相	彩度 (基準値)
外観	OR～5Y	4 以下
	その他	2 以下

※適用を除外する項目については、本編にて確認してください。

(太陽光発電設備)

○太陽電池モジュールの色彩は、「黒色又は濃紺色」若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。

○架台や枠の色彩は、太陽電池モジュール部分と同等とし、素材は低反射のものを使用する。

○パワーコンディショナなど付属設備の色彩は、周辺の景観と調和する色彩とする。

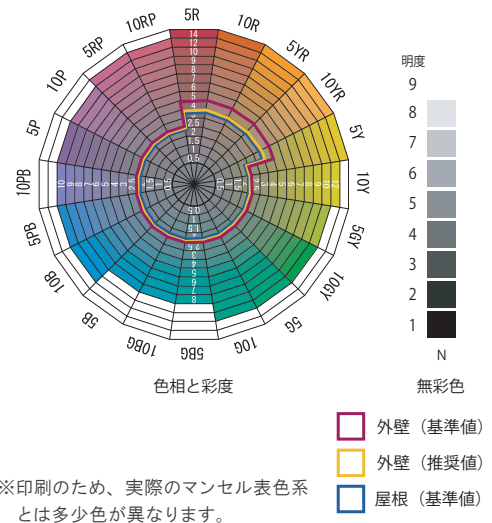
(鉄塔等)

○亜鉛メッキ色または、設置場所により背景に溶け込むような色彩とし、低光沢の仕上げとする。

○背景が空の場合明度 N7 程度、背景が樹林地の場合明度 8 未満、彩度 1 以下とする。

(フェンス・柵)

○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するために設けるフェンスや柵の色彩は、亜鉛メッキ色（低光沢）または茶系（10YR を推奨）で中・低明度、低彩度のものとする。



開発行為

- 土地の造成を行う際は、地形をいかし地形の改変が最小限となるよう努める。
- 樹木の伐採は極力抑え、周辺との調和を図るため必要に応じて周囲に中低以上の木を植栽するなどできる限り緑化を行う。
- 擁壁については、自然石、自然石を模したブロックや植栽などにより目立たないよう工夫する。

土石の採取、鉱物の採掘

- 公共の場所から容易に目にするのできる場所では、地肌の露出が目立たないように採取、採掘の位置等の工夫を行う。
- 既存の樹木などはできる限り保全、活用する。

屋外における物件の集積

- 公共の場所から容易に目にするのできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するように緑化に努める。
- 堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行うなど配慮する。

木竹の伐採（天然更新・植林を行うものは対象外）

- 公共の場所から容易に目にするのできる場所の林地開発を行う場合は、伐採面積が最小限となるよう努め、伐採の場所や方法、伐採後の植栽等で周辺との景観との調和に配慮する。

特定照明

- 星空が美しい場所、ホテルが飛ぶ時期など地域の夜間景観を損なわないよう、過度の明るさや色彩の照明を用いないよう配慮する。
- 過剰な光が周囲に拡散しないよう配慮する。
- ネオンや動きのある照明はできる限り使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は、期間や時間帯に十分配慮する。

その他機器

- 自動販売機を道路など公共の場所から容易に目にするのできる場所に設置する場合は、周辺の自然景観やまちなみと調和するような色の選定に配慮し、自然素材で囲うなどできる限り工夫する。

桜島

高千穂峰



『届出』の対象となる事項

三股町内において、以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

種別	届出対象行為	規模
建築物 ※1	新築、増築、改築、移転	高さ 10m以上または延床面積 500 m ² 以上
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	前記の規模で外観を変更することとなる見付面積※2 の合計が全体の 1/2 以上となるもの
工作物 ※1	新築、増築、改築、移転	○搭状工作物：高さ 10m 以上（電柱類を除く） ○垣、柵、塀、擁壁等：高さ 2m 以上のもの（柵や擁壁が複合している場合は合計の高さ） ○太陽光発電施設等※3 太陽電池モジュールの合計が 500 m ² 以上のもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発面積が 1,000 m ² 以上のもの
土地の形質の変更	土地の開墾、土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの ○農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く）、土地改良法による土地改良事業は対象外
木竹の植栽及び伐採		伐採面積 1,000 m ² 以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの。天然更新・植林を行うものは対象外
土砂の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの

※1 以下の場合は除外行為とします。

- ・仮設の建築物の建築など
- ・災害・事故・火災などにより施設が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増設、改築または移転
- ・地下に設けるもの

※2 見付面積

風を受ける建物の面積のこと。

※3 太陽光発電施設等とは、以下のものとします。

「太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」「架台」など詳細は、本編にて確認をしてください。



『届出』の流れ

届出の対象となる場合は、以下の流れに基づいて手続きを進めていくことになります。

